

ロシアにおける意匠特許出願



協和特許法律事務所
弁理士 谷口 登

1. はじめに

多くの日本人は、依然としてロシアに対する関心は低いように感じられるが、逆に、ロシア人は親日的な方が意外と多く、モスクワには、日本食のレストランは多数存在し、ロシア人の日本製の商品への関心、信頼も高い。このような状況は、日本製の商品の模倣品が多く出回る可能性が高いことを意味し、実際に模倣品対策で悩んでいる日本企業も増えてきている。

模倣品対策のために、意匠特許出願を行い、意匠特許権を取得することが考えられるが、筆者が調べた限りにおいては、ロシアに意匠特許出願を十分に行っている日本企業はあまり多くない。ロシアの年間出願件数は、4000件程度と少ないため、意匠特許権は、模倣品対策のツールとして有効ではない、と推測する方もいるでしょう。

しかし、出願件数が少ないのは、権利範囲を特定するために請求の範囲に相当する「意匠の本質的特徴の一覧」を提出しなければならず、出願人の負担が大きいからのように思われる。一方、意匠に限った話ではないが、権利を取得することなしに、模倣品対策を行うことは困難な場合が多い。

そこで、本稿では、ロシアにおける意匠特許出願の方法について紹介したい。

2. ロシアにおける意匠特許出願方法

意匠特許出願は、以下の書類をロシア特許庁に提出することにより行う（民法1377条2項）。

- ・ 願書
- ・ 図面・写真等の意匠の表現物
- ・ 明細書（意匠の説明書）
- ・ 意匠の本質的特徴の一覧（請求の範囲）

意匠特許出願の出願日は、上記のすべての書面がロシア特許庁に提出されない限り、出願日は認定されないため、注意を要する（民法1377条5項）。